

理工学研究科博士前期課程の長期履修に関する内規

令和7年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院学則第22条第2項に基づき、理工学研究科博士前期課程における標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関し、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修できる者(以下「長期履修学生」という。)は、次に掲げる学生とする。

- (1) 社会人学生
- (2) 研究科長が特に必要と認めた学生

(長期履修期間)

第3条 長期履修できる期間は4年以内とし、申請に基づき研究科委員会の審議により個別に定める。

- 2 長期履修期間は標準修業年限とみなす。
- 3 長期履修期間の延長は認めない。
- 4 研究科長は長期履修学生の申請に基づき、長期履修期間の短縮を認めることができる。

(申請の時期)

第4条 長期履修の申請は、原則として入学手続の時とする。

(雑則)

第5条 その他長期履修についての必要な事項は、研究科長が別に定める。

付 記

この内規は、令和7年4月1日から施行する。